

令和2年11月6日
尼崎市環境影響評価審議会
資料2

答申（案）

令和2年●月●日

尼崎市長
稲村 和美 様

尼崎市環境影響評価審議会
会長 大久保 規子

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について（答申）

令和2年9月7日付け尼環創第3620号で諮問のありました尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

以 上

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について（答申）

令和2年●月

尼崎市環境影響評価審議会

尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づき令和2年9月7日に尼崎市長から意見を求められた「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書」について、技術的・専門的な見地から審議を行ったので、次のとおり意見を述べる。

1 尼崎市新ごみ処理施設整備事業の概要・目的

尼崎市新ごみ処理施設整備事業（以下「事業」という。）は尼崎市における既存のごみ処理施設（焼却施設、破碎・選別施設、し尿処理施設等）の老朽化に伴い、新たなごみ処理施設に建て替えを行うとともに、新たなごみ処理施設の供用により市民や事業者が排出する一般廃棄物（し尿を含む）を適正に処理しつつ、排出された一般廃棄物に含まれる資源を回収すること等を目的としたものである。

2 意見

（1）全般的事項

ア 事業特性を踏まえた環境影響評価の実施

現時点では、工事の工程や施設・設備の構造・配置、焼却施設の規模などの詳細な条件が決定していないことから、これらの条件を可能な限り明らかにしたうえで、環境影響評価を実施するとともに、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減するための措置を検討すること。なお、環境影響評価の実施までに事業特性が定まらないものがある場合には、最も環境影響が大きくなる条件等を含め様々な選択肢を想定して、環境影響評価を実施すること。

イ 環境影響評価項目の選定

既存のごみ処理施設の建て替えであることや事業予定地が工業専用地域（周辺に住環境がない）であること、過去からの苦情の有無等にとらわれることなく、事業計画の策定に伴い、新たな環境影響が生じるおそれがあることが明らかとなった場合には、必要に応じて、手法の見直しや追加的な項目の選定を行うこと。

ウ 環境影響評価項目の区分

環境影響評価項目を保全措置項目として区分する場合には、環境影響が軽微である、または類似事例により影響の程度が明らかであるなど、その理由・根拠を示すことが必要であることに留意し、事業の実施により生じるおそれのある環境影響とこれらを回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

エ 地域住民の参加

環境保全の観点からよりよい事業とするため、地域住民の意向を積極的に把握するための措置を講じるとともに、その内容を十分考慮し、必要に応じて事業計画に反映させること。

オ まちづくりに関する計画・方針等との整合

事業を実施するにあたっては、事業と関係するまちづくりに関する計画・方針等を確認し、これらの計画・方針等との整合を図ること。

(2) 個別事項

ア 水質・地下水質

事業予定地は土壤汚染のおそれがあることから、施設の解体・建築に伴う掘削により発生する湧水等の排水の処理・管理方法とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。また、掘削時の地下水質の監視方法やできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

施設の供用時に事業予定地内において発生が想定される排水の種別を明らかにするとともに、各排水の処理工程とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

イ 騒音・振動

工事関係車両や施設関係車両の主な走行ルートにおいて、交通渋滞が発生しやすい箇所が含まれていることから、交通渋滞を悪化させないための措置を検討するとともに、車両の走行に起因する騒音・振動を回避・軽減するための措置を具体的に示すこと。

ウ 土壤汚染

事業予定地は土壤汚染のおそれがあることから、想定する土壤汚染の状況に対して、できる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

エ 廃棄物・資源循環

工事中に発生する廃棄物については、プラスチック類の資源化の全国的な状況を踏まえつつ、がれき類だけでなくプラスチック類を資源化するための措置を具体的に示すこと。

オ 風害

既存のごみ処理施設と同様の規模であったとしても、施設の配置等が現状と変わる場合には、風に関する環境も変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすること。

カ 景観

尼崎市の景観計画（尼崎市都市美形成計画）では幹線道路等沿道や河川沿いは都市美の形成上重要な地域として位置付けられているため、これらの場所からの眺望についても評価すること。

(3) その他

施設の解体・建設に伴う粉じんや騒音等への対策を徹底するとともに、苦情等が発生した場合には適切に対応すること。